

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年9月25日
【会社名】	アナログ・デバイセズ・インク (Analog Devices, Inc.)
【代表者の役職氏名】	ジェフリー・マクフィー トレジャラー (Jeffrey McPhee, Treasurer)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国 01887 マサチューセッツ州ウィルミントン ワン・アナログ・ウェイ (One Analog Way, Wilmington, MA 01887 U.S.A.)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 松 添 聖 史
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー28階 ベーカー＆マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
【電話番号】	(03)6271-9900
【事務連絡者氏名】	弁護士 渡 邊 大 貴
【連絡場所】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー28階 ベーカー＆マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
【電話番号】	(03)6271-9900
【縦覧に供する場所】	なし

1. 本書において、文脈上別段の指示がある場合を除き、「当社」とは、アナログ・デバイセズ・インクを指し、また「アナログ・デバイセズ」とは当社及びその全連結子会社を指す。
2. 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ドル」及び「\$」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円は、1ドル＝147.55円の換算率（2025年8月27日現在の三菱UFJ銀行株式会社対顧客電信直物売買相場仲値）により換算されている。

1 【提出理由】

2025年9月24日、アナログ・デバイス・インク（以下「当社」という。）は、2021年12月8日に開催された当社の取締役会の決議及び2022年3月9日に開催された当社の定時株主総会における決議により当初採択され、2023年9月12日に開催された当社の取締役会の決議により修正及び再表示された当社の修正及び再表示済2022年エンployee・ストック・パーチェス・プラン（以下「本プラン」という。）に基づき、当社の日本における間接子会社の適格従業員（以下「日本における適格従業員」という。）並びに当社及び日本国外の当社の1以上の指定会社に所属する適格従業員（以下「日本国外の適格従業員」という。）を対象とした、当社普通株式を目的とする新株予約権証券（以下「本新株予約権」という。）の募集を開始した。

このため、当社は金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項、第19条第2項第2号の2及び第19条第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものである。

（注）別段の記載がある場合を除き、本臨時報告書において定義されずに使用されている用語については、本プランにおけるものと同様の意味を有するものとする。

2 【報告内容】

(I)企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に基づく報告

(1) 有価証券の種類及び銘柄

アナログ・デバイス・インク新株予約権証券。当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

(a)当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

本プランに基づく本新株予約権は、加入期間に関連して、加入期間中の各給料日に受領する、報酬の20%を超えない金額において（本プランの第5条に基づき本プランの加入時に日本における適格従業員により選択される）、各給料日になされる給与天引又は加入期間中になされるその他の拠出金（管理者により認められる範囲で）を通じて積み立てられた拠出額を用いて、該当する行使日に購入価格で普通株式を購入する本新株予約権が付与される適格従業員の権利である。

本プランにおいては、購入価格とは、（a）加入日（すなわち割当日）又は（b）行使日の普通株式の公正市場価値の80%に等しい金額の、いずれか低い方の金額をいう。

従って、当社普通株式の株価が下落した場合、新株予約権の購入価格も同様に下落し、「新株予約権の目的となる株式の数」は増加する。しかしながら、拠出額は株価に依存しない。

本プラン第15条に基づく調整を条件として、本プランに基づき購入が承認された普通株式の整数及び端数の株式数は、5,000,000株である。

本プランの目的は、当社及びその一部の子会社の適格従業員に、当社普通株式を購入する機会を提供することである。

本プランは、取締役会によりいつでも終了することができる。本プランが終了した場合、参加従業員の口座における金額は全て、無利息で速やかに払い戻されるものとする（適用ある法律に別段の定めがある場合を除く。）。

当社は、本プランに基づく新株予約権を購入する権利を有しない。

(b) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランの目的は資金調達ではなく、当社及びその一部の子会社の適格従業員に、当社普通株式を購入する機会を提供することである。本プランに基づき購入が承認された普通株式の整数及び端数の株式数は、5,000,000株である。本プランに基づく発行株式数の上限を設けることにより既存株主が所有する持分の希薄化は制限される。

- (c) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあつては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

該当事項なし

- (d) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

下記(2)()「新株予約権の行使の条件」を参照のこと。

- (e) 提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし

- (f) 提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

該当事項なし

- (g) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

(2) 新株予約権の内容等

(i) 発行数

5,039個(見込数。発行される新株予約権の数は、新株予約権の目的となる当社普通株式の数と等しい。)

(注) 日本における適格従業員は、新株予約権の行使日において、適用される加入期間中に承認した給与天引により積み立てた拠出金を用いて、(1)加入日(本新株予約権の割当日である2025年12月8日、又は加入期間の最初の取引日)、又は(2)行使日(本募集では2026年6月7日又はかかる日が取引日でない場合には、加入期間の最終取引日)、における当社普通株式の公正市場価値の80%のいずれか少ない額に相当する購入価格により、当社普通株式を購入することができる。従って、本臨時報告書提出日現在、「新株予約権の目的となる株式の数」は確定していない。そこで、便宜上、「新株予約権の目的となる株式の数」は、適用される加入期間における拠出金の最大見込額(本加入期間中の拠出金の最大見込額は、5,000米ドル(1回の募集における1人あたりの最大拠出金額)に日本における適格従業員(約206人)を乗じた値とする。)1,030,000米ドル(151,976,500円)を、2025年8月27日の当社普通株式のNASDAQにおける終値255.50米ドル(37,699円)の80%の値(204.40米ドル(30,159円))で除することにより算出される。

- () 発行価格
0米ドル(0円)

- () 発行価額の総額
0米ドル(0円)

- () 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1 株式の種類

アナログ・デバイス・インク記名式額面普通株式(額面金額0.16-2/3米ドル)

(注) 新株予約権の行使においては、授權済かつ未発行の普通株式若しくは当社の自己株式から、又はその他の適切な方法により株式が発行されるものとする。

(注) 株式分割、株式併合、株式配当、資本再編成、株式の統合、株式の再分類、株式の分割又はその他類似の資本化若しくは事象による変動、又は通常の株式配当以外の普通株式の保有者に対する配当若しくは分配において、(i) 本プランに基づき利用可能な有価証券の数及び種類、(ii) 本プラン第9条に定める株式の制限並びに(iii) 適用ある購入価格は、管理者が決定する範囲において公平に調整されるものとする。

2 株式の内容

i. 配当権：優先株式の保有者の権利を条件とし、普通株式の保有者は、取締役会により随時宣言された場合に、当該配当を受領する権利を有するものとする。

ii. 清算権：当社の任意若しくは強制清算、資産の分配若しくは売却、解散又は閉鎖に際して、優先株式の株主に優先して分配されるべき金額（当社の改訂版基本定款別紙4の段落Bの規定に従って定められる。）の全額が分配された後、普通株式の株主は、それぞれが保有する普通株式の数に応じた比率で、当社の株主に分配可能なあらゆる種類の有形及び無形の残余資産の全てについて分配を受ける権利を有する。

iii. 償還権：償還権は普通株式には適用されない。

iv. 議決権：法律若しくは当社定款の規定により又は当社定款において付与される権限に基づき取締役会により別途要求される場合を除き、普通株式の各保有者は、株主による投票が行われる全ての事項に関し保有する各株式につき1票を有するものとする。

3 本新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権1個当たり1株

全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数：5,039株(見込数)

(注1) 株式分割、株式併合、株式配当、資本再編成、株式の統合、株式の再分類、株式の分割又はその他類似の資本化若しくは事象による変動、又は通常の株式配当以外の普通株式の保有者に対する配当若しくは分配において、(i) 本プランに基づき利用可能な有価証券の数及び種類、(ii) 本プラン第9条に定める株式の制限並びに(iii) 適用ある購入価格は、管理者が決定する範囲において公平に調整されるものとする。

(注2) 日本における適格従業員は、新株予約権の行使日において、適用される加入期間中に承認した給与天引により積み立てた拠出金を用いて、(1)加入日（本新株予約権の割当日である2025年12月8日、又は加入期間の最初の取引日）、又は(2)行使日（本募集では2026年6月7日又はかかる日が取引日でない場合には、加入期間の最終取引日）、における当社普通株式の公正市場価値の80%のいずれか少ない額に相当する購入価格により、当社普通株式を購入することができる。従って、本臨時報告書提出日現在、「新株予約権の目的となる株式の数」は確定していない。そこで、便宜上、「新株予約権の目的となる株式の数」は、適用される加入期間における拠出金の最大見込額（本加入期間中の拠出金の最大見込額は、5,000米ドル（1回の募集における1人あたりの最大拠出金額）に日本における適格従業員（約206人）を乗じた値とする。）1,030,000米ドル(151,976,500円)を、2025年8月27日の当社普通株式のNASDAQにおける終値255.50米ドル(37,699円)の80%の値(204.40米ドル(30,159円))で除することにより算出される。

() 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権1個当たり204.40米ドル(30,159円)（見込額）

(注) 上記「新株予約権の行使時の払込金額」は未定である。そこで、説明の目的上、2025年8月27日のNASDAQにおける当社普通株式の終値255.50米ドル(37,699円)の80%の価格(204.40米ドル(30,159円))とした。

本新株予約権の行使時の払込金額の総額：
1,030,000米ドル(151,976,500円)(見込額)

(注) 上記「本新株予約権の行使時の払込金額の総額」は未定である(上記(iv)-3-(注2)参照)。そこで、説明の目的上、加入期間における日本における適格従業員による拠出金の最大見込額とした。

() 新株予約権の行使期間
2026年6月7日又はかかる日が取引日でない場合には、加入期間の最終取引日。

(注) 行使日において、本新株予約権は全て自動的に行使される。

() 新株予約権の行使の条件

本プランを参照のこと。

() 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

1株当たり 0.16667米ドル(24.59円)

() 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権は譲渡することができない。

(3) 当該取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

アナログ・デバイス株式会社の日本における適格従業員 約206名

(4) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係

アナログ・デバイス株式会社は当社の日本における100%間接所有子会社である。

(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

条件等は本プラン及び管理者の定める所定の募集文書に記載されている。

() 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づく報告

(1) 有価証券の種類

新株予約権証券。当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

(2) 新株予約権の内容等

() 発行数

564,864個(見込数。発行される新株予約権の数は、新株予約権の目的となる当社普通株式の数と等しい。)

(注)日本国外の適格従業員は、新株予約権の行使日において、適用される加入期間中に承認した給与天引により積み立てた拠出金を用いて、(1)加入日(本新株予約権の割当日である2025年12月8日、すなわち加入期間の最初の取引日)、又は(2)行使日(本募集では2026年6月7日若しくはかかる日が取引日でない場合には、加入期間の最終取引日)、における当社普通株式の公正市場価値の(米国における募集の場合)85%又は(米国以外における募集の場合)80%のいずれか少ない額に相当する購入価格により、当社普通株式を購入することができる。従って、本臨時報告書提出日現在、「新株予約権の目的となる株式の数」は確定していない。そこで、便宜上、「新株予約権の目的となる株式の数」は、適用される加入期間における拠出金の最大見込額(注)を、2025年8月27日の当社普通株式のNASDAQにおける終値255.50米ドル(37,699円)の(米国における募集の場合)85%の値(217.18米ドル(32,044円)又は(米国以外における募集の場合)80%の値(204.40米ドル(30,159円)))で除することにより算出される。

(注)米国における本加入期間中の拠出金の最大見込額は、5,000米ドル(1回の募集における1人あたりの最大拠出金額)に適格従業員数(約6,500人)を乗じた値(32,500,000米ドル)とする。

米国以外における本加入期間中の拠出金の最大見込額は、5,000米ドル(1回の募集における1人あたりの最大拠出金額)に適格従業員数(約16,974人)を乗じた値(84,870,000米ドル)とする。

「新株予約権の目的となる株式の数」は、米国及び米国以外における見込数の合計である。

() 発行価格

0米ドル(0円)

() 発行価額の総額

0米ドル(0円)

() 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1 株式の種類

アナログ・デバイス・インク記名式額面普通株式(額面金額0.16-2/3米ドル)

(注)新株予約権の行使においては、授權済かつ未発行の普通株式若しくは当社の自己株式から、又はその他の適切な方法により株式が発行されるものとする。

(注)株式分割、株式併合、株式配当、資本再編成、株式の統合、株式の再分類、株式の分割又はその他類似の資本化若しくは事象による変動、又は通常の株式配当以外の普通株式の保有者に対する配当若しくは分配において、(i)本プランに基づき利用可能な有価証券の数及び種類、(ii)本プラン第9条に定める株式の制限並びに(iii)適用ある購入価格は、管理者が決定する範囲において公平に調整されるものとする。

2 株式の内容

i. 配当権：優先株式の保有者の権利を条件とし、普通株式の保有者は、取締役会により随時宣言された場合に、当該配当を受領する権利を有するものとする。

ii. 清算権：当社の任意若しくは強制清算、資産の分配若しくは売却、解散又は閉鎖に際して、優先株式の株主に優先して分配されるべき金額（当社の改訂版基本定款別紙4の段落Bの規定に従って定められる。）の全額が分配された後、普通株式の株主は、それぞれが保有する普通株式の数に応じた比率で、当社の株主に分配可能なあらゆる種類の有形及び無形の残余資産の全てについて分配を受ける権利を有する。

iii. 償還権：償還権は普通株式には適用されない。

iv. 議決権：法律若しくは当社定款の規定により又は当社定款において付与される権限に基づき取締役会により別途要求される場合を除き、普通株式の各保有者は、株主による投票が行われる全ての事項に関し保有する各株式につき1票を有するものとする。

3 株式の数

本新株予約権1個当たり1株

全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数：564,864株(見込数)

（注1）株式分割、株式併合、株式配当、資本再編成、株式の統合、株式の再分類、株式の分割又はその他類似の資本化若しくは事象による変動、又は通常の株式配当以外の普通株式の保有者に対する配当若しくは分配において、（i）本プランに基づき利用可能な有価証券の数及び種類、（ii）本プラン第9条に定める株式の制限並びに（iii）適用ある購入価格は、管理者が決定する範囲において公平に調整されるものとする。

（注2）日本国外の適格従業員は、新株予約権の行使日において、適用される加入期間中に承認した給与天引により積み立てた拠出金を用いて、（1）加入日（本新株予約権の割当日である2025年12月8日、すなわち加入期間の最初の取引日）、又は（2）行使日（本募集では2026年6月7日若しくはかかる日が取引日でない場合には、加入期間の最終取引日）、における当社普通株式の公正市場価値の（米国における募集の場合）85%又は（米国以外における募集の場合）80%のいずれか少ない額に相当する購入価格により、当社普通株式を購入することができる。従って、本臨時報告書提出日現在、「新株予約権の目的となる株式の数」は確定していない。そこで、便宜上、「新株予約権の目的となる株式の数」は、適用される加入期間における拠出金の最大見込額(注)を、2025年8月27日の当社普通株式のNASDAQにおける終値255.50米ドル(37,699円)の（米国における募集の場合）85%の値(217.18米ドル(32,044円)又は（米国以外における募集の場合）80%の値（204.40米ドル（30,159円））で除することにより算出される。

(注)米国における本加入期間中の拠出金の最大見込額は、5,000米ドル（1回の募集における1人あたりの最大拠出金額）に適格従業員数（約6,500人）を乗じた値（32,500,000米ドル）とする。

米国以外における本加入期間中の拠出金の最大見込額は、5,000米ドル（1回の募集における1人あたりの最大拠出金額）に適格従業員数（約16,974人）を乗じた値（84,870,000米ドル）とする。

「新株予約権の目的となる株式の数」は、米国及び米国以外における見込数の合計である。

（ ）新株予約権の行使時の払込金額

米国における募集の場合：新株予約権1個当たり217.18ドル（32,044円）

米国以外における募集の場合：新株予約権1個当たり204.40米ドル（30,159円）

(注) 上記「新株予約権の行使時の払込金額」は未定である。そこで、説明の目的上、2025年8月27日のNASDAQにおける当社普通株式の終値255.50米ドル(37,699円)の(米国における募集の場合)85%の値(217.18米ドル(32,044円))又は(米国以外における募集の場合)80%の値(204.40米ドル(30,159円))とした。

本新株予約権の行使時の払込金額の総額：
117,370,000米ドル(17,317,943,500円)

(注) 本新株予約権の行使時の払込金額の総額は未定のため(上記()-3-(注2)を参照)、説明の目的上、加入期間における日本国外の適格従業員による拠出金の最大見込額とした。

- () 新株予約権の行使期間
2026年6月7日又はかかる日が取引日でない場合には、加入期間の最終取引日。

(注) 行使日において、本新株予約権は全て自動的に行使される。

- () 新株予約権の行使の条件
上記「(1)-(2)-()新株予約権の行使の条件」を参照のこと。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額
1株当たり 0.16667米ドル(24.59円)
- () 新株予約権の譲渡に関する事項
上記「(1)-(2)-()新株予約権の譲渡に関する事項」を参照のこと。

(3) 発行方法

本新株予約権は、本プランに基づく当社及び指定会社(日本を除く。)の適格従業員約23,474名に割り当てられる。

- (4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称
該当事項なし

(5) 募集又は売出しを行う地域

オーストラリア、カナダ、中国、デンマーク、エジプト、フィンランド、フランス、ドイツ、インド、アイルランド、イタリア、韓国、マレーシア、オランダ、フィリピン、ルーマニア、シンガポール、スペイン、スウェーデン、台湾、タイ、トルコ、英国、米国

(6) 新規発行による手取金の額及び使途

手取金： 117,320,000米ドル(17,310,566,000円)

(注) 手取金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と本新株予約権の行使時の払込金額の総額(117,370,000米ドル(17,317,943,500円))を合算した金額から、発行諸費用の概算額(50,000米ドル(7,377,500円))を控除した額である。

使途： 本新株予約権の行使によって得られる差引手取総額(117,320,000米ドル(17,310,566,000円))は、設備投資及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

- (7) 発行年月日
2026年6月7日

- (8) 当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称
該当事項なし

(9) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る事項

(a) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

本プランに基づく本新株予約権は、加入期間に関連して、加入期間中の各給料日に受領する、報酬の20%を超えない金額において（本プランの第5条に基づき本プランの加入時に日本国外の適格従業員により選択される）、各給料日になされる給与天引又は加入期間中になされるその他の拠出金（管理者により認められる範囲で）を通じて積み立てられた拠出額を用いて、該当する行使日に購入価格で普通株式を購入する本新株予約権が付与される適格従業員の権利である。

本プランにおいては、購入価格とは、（a）加入日（すなわち割当日）又は（b）行使日の普通株式の公正市場価値の（米国における募集の場合）85%又は（米国以外における募集の場合）80%に等しい金額の、いずれか低い方の金額をいう。

従って、当社普通株式の株価が下落した場合、新株予約権の購入価格も同様に下落し、「新株予約権の目的となる株式の数」は増加する。しかしながら、拠出額は株価に依存しない。

本プラン第15条に基づく調整を条件として、本プランに基づき購入が承認された普通株式の整数及び端数の株式数は、5,000,000株である。

本プランの目的は、当社及びその一部の子会社の適格従業員に、当社普通株式を購入する機会を提供することである。

本プランは、取締役会によりいつでも終了することができる。本プランが終了した場合、参加従業員の口座における金額は全て、無利息で速やかに払い戻されるものとする（適用ある法律に別段の定めがある場合を除く。）。

当社は、本プランに基づく新株予約権を購入する権利を有しない。

(b) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

上記「()-(1)-(b) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由」を参照のこと。

(c) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあつては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

該当事項なし

(d) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

上記「(1)-(2)-()新株予約権の行使の条件」を参照のこと。

(e) 提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし

(f) 提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

該当事項なし

(g) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

(10) 第三者割当の場合の特記事項

該当事項なし

(11) 提出者の資本の額及び発行済株式総数

() 資本の額

普通株式及び払込剰余金：81,994千米ドル（12,098,215千万円）（2025年8月2日現在）

() 発行済株式総数

491,955,436株（2025年8月2日現在）